

私の育休報告

当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の誕生日から2年以内に申請することにより、性別を問わず、6か月分（多胎出産の場合は8か月分）の会費免除を行っています。会費免除を受けた会員は、報告書を提出することが義務付けられています。

本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。各会員が実りある育休期間を過ごし、スムーズに業務復帰するための参考としていただければと思います。

「育児に携われるのは今だけです」

高木 良平 (59期) ●Ryohei Takaki

2011年1月に長女が生まれ、その後5年間ずっと家事育児優先の生活をしていましたが、2015年に妻が妊娠し、2016年1月が出産予定日となり、さらに育児の負担が重くなることが予想されました。

これまでのやり方のままでは仕事と育児を両立できないと考えたので、思い切って2015年8月に独立しました。事務所を自宅から徒歩5分の場所に構えたので、長女の幼稚園の送迎をしても、その後また仕事に戻れる環境になりました。

事務員さんもない完全一人事務所なので、長女の幼稚園が長期休みに入ると、事務所にキッズスペースもあるため、子守をしながら仕事をすることができます。

また、受任事件を原則友人知人からの紹介に限定するようにしたので、なんとか仕事と家事育児を両立できるようになりました。

育児に携われるのは今だけですから、育児が一段落するまでは、家事育児優先の兼業主夫を続けていくつもりです。

ちなみに、妻は専業主婦です。 

「育休で気付けたこと」

女性会員 (61期)

第一子は冬に生まれ、思いがけず長期の育

児休暇となりました。

ほぼ24時間子どもと一緒にいられたので、産後の1年間に、[うごめく物体] だった赤ちゃんが、意思を持って身体を動かすようになり、首を動かせるようになり、はいはいをし、お座りをし、つかまり立ちをし、コタツにまで上れるようになり（そして落ちて）、あんだよ、というところまでタイムリーに見ることができました。

児童館等にも出かけ、専業主婦のママ友も何人もでき、第一子しかいないママたちは意外と孤独なんだということもよく解りました。幼い子どもを抱えた過去の依頼者たちについて、配慮していたつもりでも、いろいろと不足していた点も実感できました。

仕事を持つ私の友人たちは、口をそろえて「寂しいと思ったけど、保育園に入園できて勤務を再開できるようになった時、本当にほっとした」と言っていました。子どもの可愛さは天下一品でありつつも、これも1つの本音だと思います。

子どもには母親が付きっきりでいなくてはいけないといういわゆる三歳児神話が間違っていることは、最近の追跡調査で判明したようです。様々な家族の形が生まれている現代で、私は社会での背中も子どもに見せられる愛情いっぱい母と女性弁護士になろう！と今日も奮闘しています。 